

広がる可能性。
広げる将来性。

特定行政書士におまかせ!

- 「行政手続きのプロフェッショナル」として
- お客様の「困った」を最後まで支える
- 行政書士の新たな活躍のステージ

特定行政書士法定研修は制度の未来への試金石

行政書士法改正(平成26年12月27日施行)により、日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した行政書士(特定行政書士)は、行政不服申立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。行政書士証票に「**特定行政書士**」が付記されます。

【申込期間】 2019年4月25日[木]～6月21日[金]

【研修期間】 2019年7月下旬～10月上旬
(単位会が設定するクールにて実施します。)

【考査日】 2019年10月20日[日]

※詳細は月刊「日本行政」5月号掲載の「平成31年度特定行政書士法定研修募集要項」及び日行連ホームページ「特定行政書士特設サイト」をご覧ください。

講義科目

行政法総論、行政手続制度概説
行政手続法の論点、行政不服審査制度概説
行政不服審査法の論点
行政事件訴訟法の論点
要件事実・事実認定論
特定行政書士の倫理、総まとめ

「プレ研修」は
日行連ホームページ
中央研修所研修サイトで
公開中🐾



日本行政書士会連合会



行政いばらき

6

2019 No.244

発行所 茨城県行政書士会

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町978番25 (茨城県開発公社ビル5階)
<http://www.ibaraki-gyosei.or.jp/>